

令和7年度における国立大学法人室蘭工業大学の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本学は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約1,101百万円、比率が60.8%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、令和4年度から令和6年度までの3年間における本学の官公需契約実績5,893百万円の約0.68%程度であることを踏まえ、令和7年度官公需実績が、令和4年度から令和6年度までの3年間比を上回る水準となるように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

2 令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1に掲げる前段と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者を提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

本学経理課調達係及び施設課の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供するなど、必要な指導・支援に努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書の作成に努めるものとする。

6 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとするこ
と等を十分に検討しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて、可能な限り分
離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

7 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省
庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平
準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応で
きるよう配慮するものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当
該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率
化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑
時間を回避した配送日時指定をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるも
のとする。

8 調達・契約手法の多様化における配慮

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分
類、適切な配送エリア等の設定を行うよう努めるものとする。

9 知的財産権の取扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含ま
れる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするとと
もに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとし
る。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観
点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法
律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発
生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず
受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努め
るものとする。

10 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

11 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとするなど、小企業者を含む小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

12 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

スタートアップを含む技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用にも努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。

なお、高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

13 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

人件費率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めることとする。

14 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県に

おける最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、燃油サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行うようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況等の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているか、および業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な増額改定があった場合には、契約金額の変更について受注者からの協議の申入れ等に基づき、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため必要な協議を行うなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇があった場合にも、契約金額の変更について受注者からの協議の申入れ等に基づき、必要な協議を行うなど適切に対応するものとし、その旨をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申入れが円滑に行われるよう配慮するよう努めるものとする。これらの対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとし、少なくとも年に1回以上の協議を行うよう努めることとする。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

15 中小建設業者に対する配慮

(1) 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。あわせて、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記4に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

(2) 一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

(3) 特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。

(5) 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることとする。

(6) その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることを留意する。

(7) 発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(8) 公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

16 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

17 中小石油販売業者に対する配慮

本学との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記6に掲げる分離・分割発注を行うこと。

④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組む。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、スタートアップを含めて新規中小企業者を見積先に含めるよう努める。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

さらに、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップを含む新規中小企業者を更に増やすため、電子的手段の利用に努めるものとする。

（2）地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

（3）競争参加者の資格設定の弾力的な運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（4）新規中小企業者からの相談体制

本学経理課調達係及び施設課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報収集を行う。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

付則

○本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

別 紙

推進体制

本部長 : 事務局長（経理責任者）

本部員 : 経理課長

 : 施設課長

（事務局 経理課調達係）